第6回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成25年2月12日(火) 午後1時30分から午後2時10分まで

2 開催場所

第3委員会室(西館8階)

3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員、掛布喜代子委員、近藤惠子 委員、三井新太郎委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課長 古池弘人、行政課主幹 牧野正樹、行政課長補佐 仲井慎治、行政課情報 公開グループ主査 野中知加子、行政課情報公開グループ 村田麻衣、同 水谷嶺、同 石田哲久、同 大前範昌

5 説明を行うため出席した職員

建築指導課長 青木秀水、建築指導課長補佐 前田隆男、建築指導課管理・監察グル ープ 大場駿一

6 会議に付した事項

○電子計算機の結合による個人情報の提供について

諮問第9号「確認申請等の受付業務、確認申請等台帳の整理及び保存業務」

- · 事務局概要説明
- · 実施機関意見陳述
- 審議

7 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

- 1 運営審議会運営事項等について
 - (1) 委員自己紹介、事務局自己紹介
 - (2) 会議録の公開について 公開とする。
- 2 電子計算機の結合による個人情報の提供について
 - ○確認申請等の受付業務、確認申請等台帳の整理及び保存業務
 - (1) 事務局概要説明
 - (2) 実施機関の説明
 - ・建築行政共用データベースシステムの導入の経緯
 - ・建築行政共用データベースシステムの概要
 - (3) 質疑及び審議

実施機関

委員 建築行政共用データベースシステムとは4つのシステムから構成されているとのことであるが、今回特に問題とするべき点は台帳・帳簿登録閲覧システムへの情報登録・更新についてという認識でよいか。

実施機関 そのとおりです。

委 員 豊橋市役所の中で情報を入力する段階でのセキュリティ対策についてはどのように確保するのか。

実施機関 庁内システムに繋がっているが職員個人のパソコンについては個別 パスワードがなければログインすることができない。さらに建築行政 共有データベースシステムにログインする際には別のパスワードを作 成し、運用していく。

委員 台帳・閲覧システムを利用でき、閲覧者となれるのは国及び都道府 県であり、特定行政庁が属する都道府県の台帳や他の特定行政庁の台 帳、所管の民間確認機関の台帳を閲覧することはできないとあるが豊 橋市は何ができるのか。結局、誰が閲覧することができるのか。

豊橋市は自身のデータは閲覧することはできるが、他の特定行政庁のデータは閲覧することはできない。台帳・閲覧システムを閲覧できる権限を有するのは国、都道府県だけである。

委 員

これまで閲覧することができなかった情報を国、都道府県は閲覧することができるようになるということか。

実施機関

データによっては閲覧することができることになるが、自由に閲覧できるわけではない。国、都道府県が閲覧することができる閲覧専用のデータベースを作成し、閲覧する予定であるが、現段階ではまだ台帳・閲覧システムは構築されていない。

豊橋市としては将来的に導入することを想定して概要書に記載している。建築行政情報センターと台帳・閲覧システムの契約時に台帳・閲覧システムを公開するかしないかについて契約上で結ぶことになるが、豊橋市は国、都道府県に対しても公開しないとして契約をする予定である。

委 員

セキュリティ対策についても配慮されているので電子計算機の結合 による個人情報の提供について特段問題はない。